

JRグループで精神障害者保健福祉手帳の割引制度

対象 精神障害者保健福祉手帳を持つ人

※精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額(第1種または第2種)の記載が必要です。利用する人は事前に手帳を持参の上窓口までおこしください

- ・第1種…精神障害者保健福祉手帳1級
- ・第2種…精神障害者保健福祉手帳2、3級

窓口 福祉課障がい福祉係、大和・塩沢市民センター

割引制度の概要、利用方法

詳しくは、JRへお問い合わせください。

福祉課障がい福祉係

☎773・6667
☎773・6723

障がいがあり介護を必要とする人への手当制度をご紹介します

特別障害者手当

20歳以上で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時特別の介

護を必要とする在宅の人(本人、配偶者、扶養義務者の所得により支給に制限あり)

※特別養護老人ホームなどの施設に入所した時や病院などに3か月以上入院した時は資格がなくなります

障害児福祉手当

20歳未満で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする児童(本人、配偶者扶養義務者の所得により支給に制限あり)

※ただし、施設に入所した時は資格がなくなります

申請に必要なもの

- ・診断書(指定の様式、日付が申請月またはその前月のもの)
 - ・戸籍全部事項証明(戸籍謄本)
 - ・本人名義の預金通帳
 - ・障がい者手帳(交付を受けている人)
 - ・マイナンバーのわかるもの
 - ・受給している年金(恩給含む)の種類と金額がわかるもの
- ※申請書類は窓口にて用意があります

支給額(令和7年4月分から)

4月から各手当の受給額が改定されます。

特別障害者手当…

29,590円

障害児福祉手当、経過的福祉手当…

16,100円

福祉課障がい福祉係

☎773・6667
☎773・6723

50歳以上の中等度難聴者等の補聴器購入費を助成します

認知症の発症・進行の予防には難聴対策が重要といわれています。聴力が低下し日常生活に支障がある中高年者のコミュニケーション能力の維持・向上を図り、認知症、うつ病などの発症リスクを低減させるため、予算の範囲内で補聴器購入費用の一部を助成します。

対象

次の要件の全てに該当する人

- ①市内に住所を有する50歳以上
- ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上の人か、医師が補聴器の装用を必要と認めた
- ③補聴器装用によりコミュニ

ケーション能力の維持・向上について効果が期待できると医師が判断した

※身体障害者手帳の交付対象となる人は除く

助成内容 補聴器本体の購入費(修理、部品交換、附属品単体での購入費は含みません)

助成上限額 (次のいずれかで、上限25,000円)

- ・生活保護世帯・市民税非課税世帯：購入費の全額
- ・市民税課税世帯：購入費の2分の1の額

申込み 補聴器の購入前に、所定の申請書に必要書類を添付し、提出してください。

申請書は介護高齢課にあるほか、市ウェブサイトに「難聴者補聴器購入費助成事業」からダウンロード可。

福祉課介護高齢課 長寿いきいき係
☎773・6675



小規模土地基盤(畦抜)整備事業の受付開始

地域の中心となる担い手

(人・農地プランに記載された農業者)や認定農業者などが、効率的な農作業を行うために実施する小規模水田の畦抜事業の経費を補助します。

対象 交付決定日(令和8年3月31日(火))に、菟神・大巻・六日町・塩沢・石打地区内の「田」地目で登記されている農地で行う整備(記載地区外の場合は要相談)

※土地改良法に基づくほ場整備事業の完了年度の翌年度から起算して8年を経過していないほ場や、事業が予定されているほ場は対象外(限度額40万円)

補助額 事業費の1/2以内

申込み 事業申込書と見積書を農林課にご提出ください。(申込書は農林課で配布)

締切 4月30日(水)

その他 申込み多数の場合は、地域の中心となる担い手を優先して採択します。採択後に送付する交付申請書を、土地改良区経由で農林課にご提出ください。

福祉課農林課 農業振興係

☎773・6663